

水道施設の技術的基準を定める省令の改正について

1. 改正の背景

鉛の水道水質基準については、現行基準値である0.05 mg/l を定めた平成4年の基準改正時に、概ね10年後に0.01 mg/l 以下とすべきとされたところであり、本年3月27日に公布された水質基準に関する省令の一部を改正する省令（平成14年厚生労働省令第43号）により、鉛の基準値は0.01 mg/l 以下と改正され、平成15年4月1日から施行されることとなった。

この改正を受けて、水道法（昭和32年法律第177号）第5条第4項の規定に基づき定められている浄水又は浄水処理過程における水に注入される薬品等により水に付加される物質の鉛含有基準及び浄水又は浄水処理過程における水に接する資機材等からの鉛浸出基準についても、本省令により所要の改正を行ったものである。

2. 改正の概要

浄水又は浄水処理過程における水に注入される薬品等により水に付加される物質の鉛含有基準及び浄水又は浄水処理過程における水に接する資機材等からの鉛浸出基準は、水道施設の技術的基準を定める省令（平成12年厚生省令第15号）に定められている。

この省令に定められている当該含有及び浸出基準のうち、鉛に関する基準を以下のとおり改正した。

	現行基準	新基準
薬品等により付加される物質	0.005mg/l 以下	0.001mg/l 以下
水道用資機材	0.005mg/l 以下	0.001mg/l 以下

3. 基準値の考え方

浄水処理過程以後の水に注入される薬品等により水に付加される物質に係る鉛の含有濃度及び浄水処理過程以後の水に接する資機材等からの鉛の浸出濃度は、十分な安全性を考慮して、水道水質基準値の10%を超えないこととして基準値を定めている。

4. 省令の施行日

水質基準に関する省令の一部を改正する省令の施行日に合わせ、平成15年4月1日としている。

5. 経過措置の考え方

本省令施行の際現に設置されている水道施設については、その施設の大規模の改造の時までは、この規定（改正後の水道施設の技術的基準を定める省令第1条第17号八に係る鉛の浸出濃度基準（0.001mg/l以下。以下「新基準」という。））を適用しない旨の経過措置を設けることとした。

なお、平成12年4月1日時点で既に設置されており、その後、大規模な改造が行われていない施設については、省令制定時の附則第2項が既に適用されているため、経過措置の重複を避ける観点から、本省令の附則第2項において「(同令附則第2項の規定の適用を受けるものを除く。）」と規定しているところであるが、当該施設についても、平成15年4月1日以降に施設の大規模な改造が行われた際には、新基準が適用されるものである。

さらに、資機材等に係る単純な交換工事であっても、当該工事により新規に設置される資機材等については、新基準を満たす必要がある。

給水装置の構造及び材質の基準に関する省令の改正について

1. 改正の背景

鉛の水道水質基準については、現行基準値である0.05mg/lを定めた平成4年の基準改正時に、概ね10年後に0.01mg/l以下とすべきとされたところであり、本年3月27日に公布された水質基準を定める省令の一部を改正する省令により、鉛の基準値は0.01mg/l以下と改正され、平成15年4月1日から施行されることとなった。

この改正を受けて、水道法施行令第5条第2項の規定に基づき定められている給水装置に係る鉛の浸出性能基準についても、本省令により所要の改正を行うものである。

2. 改正の概要

給水装置の浸出性能等の構造・材質の基準については、給水装置の構造及び材質の基準に関する省令（平成9年厚生省令第14号）に定められている。

この省令に定められている浸出性能基準のうち、鉛に関する基準を以下のとおり改正するものである。

	現行基準	新基準
水栓その他給水装置の末端に設置されている給水用具	0.005mg/l 以下 ※0.047mg/l 以下	0.001mg/l 以下 ※0.007mg/l 以下
給水装置の末端以外に設置されている給水用具、又は給水管	0.05mg/l 以下	0.01mg/l 以下

※主要部品の材料として銅合金を使用している水栓その他給水装置の末端に設置されている給水用具の浸出液に係る判定基準

3. 基準値の考え方

末端給水用具については、給水装置からの有害物質の浸出は極力少なくすべきこと、水道の原水、浄水処理用薬剤、水道施設及び給水装置の材料等の他の浸出原からの寄与が大きな割合を占める可能性があることから、アメリカNSF規格の考え方に準拠し、十分な安全性を考慮して、滞留状態での補正值が水道水質基準値の10%を超えないこととし、基準値を定めている。

また、銅合金を主要部品の材料として使用している末端給水用具については、鉛、銅及び亜鉛に係る補正值が水道水質基準値の10%を超えるおそれがある。しかしながら、銅合金は、これまで給水装置材料として広く一般的に使用されてきていること及び加工性等の面から現状において代替材料がないことから、特例として、一般的な水道水中の濃度に給水用具からの浸出を加えても水道水質基準値を超えないと考えられる値を基準値とした。

一方、給水管及び末端給水用具以外の給水用具に長時間滞留した水は、水洗トイレや風呂において水が使用されるとすべて流出するため、滞留水が実際に飲用される確率は末端給水用具に比して極めて低いことから、滞留状態での補正値が水道水質基準値を超えないこととし、基準値を定めている。

なお、今回の改正における基準値の考え方は、従来のものと変更はない。

※補正値：給水装置の構造及び材質の基準に係る試験（平成9年厚生省告示第111号）第2の4に定める補正値

4. 省令の施行日

水質基準に関する省令の一部を改正する省令の施行日に合わせ、平成15年4月1日としている。

5. 経過措置の考え方

改正省令の附則では、「この省令の施行の際現に設置され、若しくは設置の工事が行われている給水装置又は現に建築の工事が行われている建築物に設置されるもの（以下「既存給水装置」という。）」について、「その大規模の改造の工事まで」は改正後の規定の適用を猶予する経過措置を置いている。

これは、給水装置が建築物に付属して設けられるものであるという特徴から、その建築物の工事が始まった時点で既に付随する給水装置についても発注が行われている場合があるという実情を考慮したものであるが、既存給水装置に該当するか否かは当該給水装置に係る工事又は当該建築物に係る建築工事が実際に着工されているか否かのみにより判断されるものであって、当該工事に係る工事申込書、建築確認書及びこれらに類する一切の書類の提出の有無により判断されるものではない。

また、既存給水装置に係る大規模の改造に際しては、当該改造部分以外を含め全体をすべて新基準対応のものに交換する必要がある。

さらに、既存給水装置に係る軽微な改造であっても、当該改造により新規に設置される給水装置については、すべて新基準値を満たす必要がある。

なお、厚生労働省としては、既存給水装置に関してもできるだけ速やかに新基準に適合した製品への転換を進めるべきであるという見解を持っているので、念のため申し添える。

平成14年度の水道事業者等の立入検査について

1. 目的

水道法第39条第1項の規定に基づき、水道（水道事業及び水道用水供給事業の用に供するものに限る。）の布設若しくは管理又は水道事業若しくは水道用水供給事業の適正を確保することを目的とする。

2. 年間計画の策定

毎年度に当該年度の立入検査に関する基本方針等を定めた立入検査年間計画を策定し、重点検査事項、立入検査対象事業者、立入予定時期等を定める。

なお、立入検査対象事業者については、概ね5年間をもってすべての厚生労働大臣認可事業者に対し立入検査を実施できるように計画をしている。

3. H14年度重点検査事項

- ①水道技術管理者の業務の関与状況確認
- ②水道施設の管理体制(危機管理、水質管理、施設管理)の確認

4. H14年度立入検査対象事業者

立入検査対象事業者については、水道法第39条第1項に基づく報告の徴収結果により選定。具体的には、

- ①水道技術管理者の業務の関与状況で指導が必要と思われる事業者
- ②水質管理体制の強化が必要と思われる事業者
- ③水道事業の危機管理、施設管理において指導が必要と思われる事業者

5. 実施対象事業者数

厚生労働大臣所管の水道事業者等の数は平成14年11月の時点で、470事業者であり、そのうち平成14年度は104事業者について立入検査を実施。

	平成13年度	平成14年度	計
水道事業者	65	94	159 (157)
水道用水供給事業者	8	10	18 (18)
計	73	104	177 (175)

* 2水道事業者については、H13及びH14の両年度に実施

6. H14年度立入検査結果の概要

立入検査は、原則として水道技術管理者の立会のもと、事務所又は水道施設のある場所において、水道法の規定等に基づき適切に事業等が実施されているかどうかの確認を行った。

検査終了後には、検査内容について現地にて口頭での講評を行うとともに、その内容の重要性（法律との整合性）により、必要に応じて文書指導を実施。

(1) 文書指導

立入検査を実施した104事業者のうち、文書指導は47事業者に対し、延べ115項目について行い、その内訳は次のとおりである。

文書指導の内容	指摘項目数
1. 認可等手続きに関すること	
・事業変更認可手続きの不適切(第10条)	5
・給水開始前届けの不適切(第13条)	6
・記載事項変更届けの不適切(第7条)	3
小計	(14)
2. 布設工事の監督に関すること(第12条)	
・無資格	4
3. 水道技術管理者に関すること(第19条)	
・責務規定違反(施設基準)	7
・ 〃 (水質検査及び施設検査)	2
・ 〃 (水質検査)	24
・ 〃 (健康診断)	7
・ 〃 (衛生上の措置)	7
・ 〃 (全般)	1
小計	(48)
4. 水質検査に関すること(第20条)	
・毎日検査の未実施	24
5. 健康診断に関すること(第21条)	
・健康診断の対象者、回数の不適切	7
6. 衛生上の措置に関すること(第22条)	
・給水栓における残留塩素濃度の保持の不適切	7
7. その他	
・施設基準に関すること(第5条) 井戸への塩素直接投入	10
・水質管理	1
小計	(11)
計	115

(2) 口頭指導

口頭指導を行ったもののうち、特に指摘が多かった主な項目は以下のとおりである。

ア 認可関係の手続きに関すること

- ・記載事項変更届け等各種届出の未提出

イ 水道技術管理者の責務に関すること

- ・職責を果たすための組織上の位置づけの問題
- ・責務に対する関与が不適切

- ウ 水質検査に関すること
 - ・採水地点が不適切
 - ・精度管理が不適切
- エ 需要者への対応に関すること
 - ・情報提供が不十分
- オ 施設管理に関すること
 - ・石綿管、老朽管の更新計画が未整備又は不十分
 - ・浄水汚泥の処理が不適切
- カ 危機管理に関すること
 - ・マニュアルが未整備

(3) 改善措置の結果

文書による指導を行った水道事業者等については、文書の中で早急に改善の措置を講じるとともに、その結果を報告するよう求めている。

また、口頭指導を行った事業者等についても、その後の対応について報告を求めることとしており、今後、改善措置の結果については、取りまとめる予定である。

(4) 総括

文書指導及び口頭指導の結果からみると、特に水質管理体制の不備が多く見受けられた。特に、毎日検査の実施や給水栓における残留塩素濃度の保持等必要最低限実施すべき水質管理を怠っている事業者が数多く見られ、併せて、これら水道の管理について技術上の業務を担当する水道技術管理者の責務が十分果たされていない状況にある。

これらのことから、水質管理をはじめ、維持管理体制の強化とこれらを管理監督する立場にある水道技術管理者の役割の重要さの再認識が重要な課題となっており、今後も引き続き立入検査の実施や水道技術管理者等を対象とした研修等の実施により改善を図っていく。